

## 小田原市郷土文化館資料収集方針

小田原市郷土文化館条例第 2 条および同施行規則第 2 条及び第 3 条に定める、「郷土文化資料」の収集にあたっては、以下の方針に基づいて実施するものとする。

なお、「郷土文化資料」とは、小田原の自然及び歴史・文化に関する資料であって、博物館資料として小田原市郷土文化館及び松永記念館の展示や調査研究に活用するものをいう。

### 1. 収集の対象

収集の対象とする資料は次のとおりとする。

- (1) 小田原を中心として広く関連する地域の自然や歴史・文化に関わる資料
- (2) 小田原の自然環境や歴史・文化にとって重要な資料
- (3) 展示または調査研究等の事業に資すると判断される資料
- (4) 実物等資料、複製等資料にかかわらず、館の事業にとって必要と判断される資料

### 2. 対象とする分野

対象とする分野は次のとおりとし、必要に応じ個別に特記事項を定めるものとする。

- (1) 考古
- (2) 歴史
- (3) 民俗
- (4) 自然科学
- (5) 美術工芸

### 3. 特記事項

(1) 考古分野の資料収集については、次の基準を設ける。

ア 小田原を中心とする地域の考古に関する資料であること

(ア) 当地域から出土した考古遺物

(イ) 他地域の出土品であっても、当地域で生産されたことが明らかな資料

(ウ) 遺跡を構成する遺構のうち、研究・展示に資する資料

(エ) 文献、図像、画像、映像、音声、その他複製等を含め考古分野として扱うべき資料

イ 我が国の歴史を考える上で重要な考古資料

(ア) 当地域の様相を明らかにする上で基準・比較対象となる資料

ウ その他

(ア) 教育普及事業等で活用可能な資料

(2) 歴史分野の資料収集については、次の基準を設ける。

ア 小田原を中心とする地域の歴史に関する資料であること

(ア) 文献、図像、画像、映像、音声、その他複製等を含め歴史分野として扱うべき資料

イ 我が国の歴史を考える上で重要な歴史資料

(ア) 当地域の様相を明らかにする上で基準・比較対象となる資料

ウ その他

(ア) 教育普及事業等で活用可能な資料

(3) 民俗分野の資料収集については、次の基準を設ける。

ア 小田原を中心とする地域の民俗に関する資料であること

(ア) 文献、図像、画像、映像、音声、その他複製等を含め民俗分野として扱うべき資料

イ 我が国の民俗を考える上で重要な民俗資料

(ア) 当地域の様相を明らかにする上で基準・比較対象となる資料

ウ その他

(ア) 教育普及事業等で使用可能な資料

(4) 自然科学分野の資料収集については、次の基準を設ける。

ア 小田原を中心とする地域の自然に関する資料であること

(ア) 当地域に生息する、またはかつて生息していた生物の標本資料

(イ) 当地域の地形・地質を特徴づける標本資料

(ウ) 文献、図像、画像、映像、音声、その他複製等を含め自然分野として扱うべき資料

イ 我が国の自然を特徴づける上で重要な資料

(ア) 当地域の様相を明らかにする上で基準・比較対象となるもの

ウ その他

(ア) 教育普及事業等で活用可能な資料

(5) 美術工芸分野の資料収集については、次の基準を設ける。

ア 小田原ゆかりの代表的な作家の優れた作品であること

(ア) 小田原出身または小田原で創作活動を行った作家の作品

(イ) 地域のみならず、全国的に見て美術的工芸的価値が高い作品

イ 小田原に関係のある作品であること

(ア) 小田原に関わる人物・風景・事象等を題材にした作品で、美術工芸資料として価値のあるもの

(イ) 美術史上の指標となる作品かつ小田原の美術界に影響を与えた作品

ウ その他

(ア) 前述のア・イ以外にあっては小田原に関わる個人・機関によるコレクション等であること

例：松永耳庵コレクション、中河与一コレクション

(イ) 収集作品に関わる関連資料